

益田市自主防災組織運営補助金交付要綱

平成23年 3月31日

益田市告示第70号

(目的)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項に規定する住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（以下「自主防災組織」という。）の育成と充実を図るため、自治会等が設置する自主防災組織に対し、その設置に係る経費の一部を助成することにより、地域防災力の向上に資することを目的とする。

(補助対象事業者等)

第2条 補助対象事業者は、自主防災組織を設置し、自主防災組織の規約、組織図及び計画を策定した自治会、町内会又は組等の団体とし、1の自主防災組織に対して1回限りとする。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、自主防災組織の設置に係る経費（飲食費を除く。）とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1の自主防災組織あたり3万円を限度とし、予算の範囲内において交付する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は、益田市補助金等交付規則(平成9年益田市規則第9号)の規定による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(読み替え)

2 この告示の施行の際、現に自主防災組織を設置している団体については、第3条の規定中「自主防災組織の設置に係る経費」とあるのは、「平成23年度の自主防災組織の運営に係る経費」と読み替えて、適用する。